

(仮称) 仙台市文化芸術推進基本計画の策定について

1 計画策定の目的

本市では、これまで市民が主体となった様々な取組が行われてきました。文化芸術の分野においても、「定禅寺ストリートジャズフェスティバル」や「仙台ゴスペルフェスティバル」、「とっておきの音楽祭」など、市民の手によって生まれ、育てられた催しがまちを舞台に展開され、活気と賑わいをもたらしています。

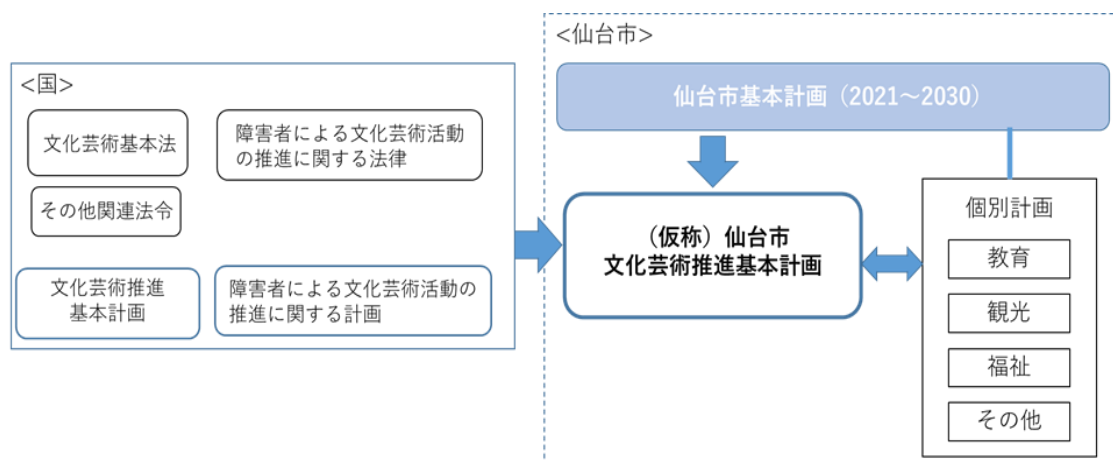
市の取組みとしては、「仙台国際音楽コンクール」や「仙台クラシックフェスティバル」など、国内外から高い評価を受ける音楽事業を実施、またせんだい演劇工房 10-BOX では、作品の創作から発信までの一連の過程を創作者の目線に立った柔軟な運営を行いながら、舞台芸術の多彩な振興事業を実施しています。本市では、これら、音楽の盛んなまち、演劇や舞台芸術活動の盛んなまちを指す、「楽都」「劇都」を、都市個性の一つとして標榜してきたところです。

国においては、平成 29 年に文化芸術振興基本法が名称を改め一部改正され、「文化芸術基本法」が成立しました。文化芸術の振興にとどまらず、観光、福祉、教育など各関連分野の施策を法律の範囲に取り込むことや、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが改正の趣旨とされ、また地方自治体においても、国が策定した計画を参酌し、文化芸術の推進に関する計画を定めるよう努めることとされました。本市においても、国の動向に加え、現在検討中の音楽ホールと中心部震災メモリアル拠点の複合施設整備や社会情勢の変化などを踏まえた文化振興施策の展開が求められています。

このことから、これまでの本市の文化芸術に関する施策を体系的に整理するとともに、文化芸術が持つ多様な力をまちづくりに活かすため、本市の文化振興の新たな方向性を示す「(仮称) 仙台市文化芸術推進基本計画」を策定します。

2 計画の位置付け

この計画は、文化芸術基本法に基づく「地方文化芸術推進基本計画」、障害者による文化芸術活動の推進に関する法律に基づく「地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」に位置づけます。また、仙台市基本計画で掲げたまちづくりの理念「挑戦を続ける、新たな杜の都へ～“The Greenest City” SENDAI～」を共有し、その中で示される文化芸術分野の施策を協働して推進するものとし、他の関連する計画等とも整合を図りながら策定を進めます。



3 計画期間

令和6（2024）年度から令和10（2028）年度までの5年間とします。

4 本計画における文化芸術の範囲

文化芸術基本法に示されている内容を踏まえ、以下の分野を範囲として想定します。

芸術	文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術
メディア芸術	映画、漫画、アニメーション及びコンピュータその他の電子機器等を利用した芸術
伝統芸能	雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、組踊その他の我が国古来の伝統的な芸能
芸能	講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱その他の芸能
生活文化・国民娯楽・出版物等	生活文化（茶道、華道、書道、食文化その他の生活に係る文化）、国民娯楽（囲碁、将棋その他の国民的娯楽）、出版物及びレコード等
文化財	有形並びに無形の文化財並びにその保存技術
地域文化	各地域における文化芸術、地域固有の伝統芸能および民俗芸能

5 策定スケジュール（予定）

月日	内容（想定）
令和5年3月	第1回懇話会 本市の文化芸術振興の取組及び文化芸術を取り巻く状況について
6月～7月	第2回懇話会 現状の分析と計画の方向性、重視するポイントについて
9月	第3回懇話会 計画の骨子案について
11月	第4回懇話会 計画の中間案について ※中間案策定後パブリックコメント実施
令和6年1月	第5回懇話会 計画の最終案について

※計画策定と並行して、ワークショップの開催や、文化芸術活動に実際に携わる方々へのニーズ調査を実施していきます。